

平成 2 5 年度原子力防災広報訓練結果報告書

平成 2 6 年 1 月

福島県生活環境部
原子力安全対策課

目次

1	目的	1
2	概要	1
	(1) 経緯	
	(2) 広報訓練の必要性	
	(3) 訓練の特徴	
2	実施日時	1
3	主催	2
4	参加	2
	(1) 参加機関	
	(2) 参加者数	
5	実施区域	2
6	広報手段	2
7	事前周知	2
	(1) 報道機関への協力依頼	
	(2) チラシ配布等	
	(3) 看板設置	
	(4) 道路掲示板	
	(5) ホームページ掲載	
8	訓練結果の確認	3
	(1) 送受信の記録	
	(2) 現地広報聞き取り	
	(3) 一時立入住民アンケート	
9	訓練結果	4
	(1) 伝達時刻等	
	(2) 広報の到達状況	
10	訓練結果を踏まえた評価	6
	(1) 通報等の伝達	
	(2) 各機関の広報	
	(3) 広報手段ごとの評価	
	(4) その他	
11	今後の対応	7
12	添付資料	7

1 目的

原子力発電所における新たな異常事態の発生に伴い、周辺地域における避難等が必要となった場合を想定し、避難指示区域内の一時滞在者に対し、原子力災害にかかる避難等の指示を正確かつ迅速に伝達する体制を確立するため、関係機関とともに広報訓練を実施した。

事故想定としては、浜通りを震源とする震度6強の地震に伴うトラブルにより、福島第一、第二原発の使用済燃料プール水位が低下し、全面緊急事態に至るとの事故想定のもと、PAZ（Precautionary Action Zone：原発から概ね5km範囲）における避難指示が発出されるものとした。

2 概要

(1) 経緯

県では、昭和58年度から平成12年度まで、総合的な原子力防災訓練を福島第一原子力発電所と福島第二原子力発電所を隔年度で交互に実施、平成13年度から平成22年度までは毎年度実施してきたが、東日本大震災後の平成23年度は災害応急対策、24年度は原子力災害の経験等を踏まえた地域防災計画の修正を優先し、訓練は見送った。

本年度は、修正した地域防災計画に基づき訓練を再開し、これまでに個別訓練として通信連絡訓練をこれまで2回実施し、今般は広報訓練を実施したところである。

(2) 広報訓練の必要性

広報訓練を行った背景として、訓練対象とした5町（楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町）は、原子力災害後、避難指示により住民は全域で避難し、行政庁舎も町外へ移転していることや、大熊町と双葉町では防災行政無線が復旧していないなど、防災対策上の弱点を抱えている一方、5町は原子力発電所に近いことなど新たな異常事態が発生した場合、避難等を迅速に行うことが求められる区域となっていることがある。

また、平成25年8月までに避難指示区域が再編され、帰還に向けた除染等の取組の進展もあり一時滞在者数が増加していることもあり、避難等が必要となった場合に、一時滞在者に対し、避難等の広報・周知を迅速かつ的確に行う必要がある。

(3) 訓練の特徴

県は、震災後修正した地域防災計画原子力災害対策編において、あらゆる手段により避難等の住民広報を行うものとしており、本訓練では、広報手段として防災行政無線、車両広報に加え、新たに携帯電話の緊急速報メール（ドコモ、au、ソフトバンク）及び一時立入者用に国が配付しているトランシーバを使用した。

また、訓練対象区域には、除染作業等のために多くの事業者が立入しており、これら事業者へ避難等の指示を的確に伝えるためには、環境省福島環境再生事務所の協力が不可欠であることから、同事務所に本訓練への参加を依頼した。

なお、今回初めて使用する緊急速報メールについては、対象とした市町村全域の他として隣接する市町村にも配信されるため、混乱を避けるために隣接市町村も含めた住民等への事前周知を行うとともに、県警察本部が管理する道路掲示板5箇所における周知を依頼した。

2 実施日時 平成25年12月26日（木）午前9時～12時

3 主催 福島県

4 参加

(1) 参加機関 (15 機関)

福島県、政府原子力災害現地対策本部 (オフサイトセンター)、原子力規制庁、
 檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、
 環境省福島環境再生事務所、陸上自衛隊東北方面総監部、
 福島県警察本部、双葉警察署、双葉地方市町村圏組合消防本部、
 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所

(2) 参加者数 (概数)

ア 参加機関 約 260 名

イ 広報対象者 約 7500 名 (東京電力関係約 5500 名、住民等約 2000 名)

5 実施区域 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の概ね 5 km 範囲 (檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町)

6 広報手段

対象区域で使用可能な広報手段として、以下の手段を使用した。

表 1 使用した広報手段

機関名	広報手段	広報対象者
政府 原子力災害現地対策本部	トランシーバ	一時立入住民
福島県	緊急速報メール	一時滞在者全般
各町	防災行政無線 (*1)、広報車 緊急速報メール (*2)	一時滞在者全般
福島環境再生事務所	電子メール、携帯電話	現場作業員
県警察本部	緊急車両、ヘリコプター	一時滞在者全般
双葉消防本部	緊急車両	一時滞在者全般
東京電力株式会社	広報車 所内スピーカ	一時滞在者全般 原子力発電所作業者

(*1) 大熊町及び双葉町では、防災行政無線が使用不可能。(*2) 大熊町を除く。

7 事前周知

各原子力発電所周辺地域において訓練として広報活動を行うため、事前の周知が重要であることから、以下により事前周知を図った。

(1) 報道機関への協力依頼

資料を提供し協力を依頼した。(12月11日、20日)

(2) チラシ配布等

暫定重点区域の13市町村に対し、チラシ配布等の協力を依頼した。

(3) 看板設置

立看板による周知をオフサイトセンターに依頼し、3スクリーニング場 (毛萱・波倉、中屋敷及び津島活性化センター)、浪江幾世橋中継基地において、12月20日から訓練当日まで掲示した。

(4) 道路掲示板

県警察本部に依頼し、道路掲示板5箇所 (国道6号線：双葉町、富岡町、檜葉町、いわき市、南相馬市) において3日前から訓練実施の予告、当日は訓練実施中の旨を掲示した。

(5) ホームページ掲載

12月11日より県のホームページに掲載した。

8 訓練結果の確認

訓練結果については、各参加機関における送受信の記録、現地における広報の聞き取り、一時立入した住民へのアンケートにより確認を行った。

(1) 送受信の記録

事前に参加機関に「訓練結果確認票」を送付し、各機関が通報等の受信時刻、発信時刻及び通報手段などを記載したものをとりまとめた。

(2) 現地広報聞き取り

関係機関の調査員を訓練実施区域に派遣し、広報時刻、内容等について確認した。

ア 関係機関

福島県（相双地方振興局、消防保安課、災害対策課、原子力安全対策課、放射線監視室、原子力センター）、オフサイトセンター、原子力規制庁、(独)原子力安全基盤機構（JNES）

イ 調査班

訓練実施区域の5町内の市街地等において、防災行政無線、緊急車両等、携帯電話の緊急速報メール、トランシーバによる広報状況について、広報の時刻、内容、聞き取りやすさなどを調査した。

表2 現地調査班の編成

対象	班数	班名	関係機関	構成（ ）内は人数
浪江町	1	浪1	消防保安課	消防保安課(2)
双葉町	2	双1	原子力安全対策課	原子力安全対策課(1)、JNES(2)
		双2	相双地方振興局	相双地方振興局(2)
大熊町	2	大1	災害対策課	災害対策課(1)、JNES(2)
		大2	原子力安全対策課	放射線監視室(1)、JNES(1)
富岡町	2	富1	災害対策課	災害対策課(1)、JNES(1)
		富2	原子力センター	原子力センター(2)
楡葉町	2	楡1	オフサイトセンター	オフサイトセンター(2)、原子力規制庁(1)
		楡2	原子力センター	原子力センター(2)

(3) 一時立入住民アンケート

オフサイトセンターの協力を得て一時立入する住民が経由する中継基地において住民にアンケート調査を行い、訓練広報が聞き取れたかなどについて確認した。

58名（富岡町5名、大熊町34名、双葉町13名、浪江町6名）の方から回答いただいた。

9 訓練結果

(1) 伝達時刻等

ア 通報連絡

東京電力からの異常事態等の通報及び国からの避難指示については、関係町及び県に遅滞なく伝達され、県から関係機関への連絡についても遅滞なく伝達されていた。

また、テレビ会議システムが整備されている機関（原子力規制庁、政府原子力災害現地対策本部、福島県災害対策本部、楡葉町）においては、訓練に合わせ、国の避難指示の伝達に使用した。

イ 各機関の広報開始

各町の防災行政無線、県・町の発信する緊急速報メールとも、想定どおりの時間に開始されていた。



県本部におけるテレビ会議

(2) 広報の到達状況

調査班は、屋外（車両内）において、広報状況に注意を払っていたこともあり、車両広報を除き全調査地点で確認ができた。一方、住民アンケートでは、多くの住民は、屋内において清掃や片付けなどを行っている状況が想定され、到達状況が低くなったと思われる。

表3 広報手段ごとの到達状況(良・可とした数)

()内はパーセント

調査方法 広報手段	調査班（地点数×実施回数）(*1)						住民アンケート(人数)(*2)				
	楡葉	富岡	大熊	双葉	浪江	計	富岡	大熊	双葉	浪江	計
防災行政無線	8/8 (100)	8/8 (100)			4/4 (100)	20/20 (100)	4/5 (80)			3/6 (50)	7/11 (60)
車両広報	2/8 (30)	2/8 (30)	2/8 (30)	0/8 (0)	4/4 (100)	10/36 (28)	2/5 (40)	15/34 (44)	5/13 (38)	0/6 (0)	22/58 (38)
緊急速報メール	2/2 (100)	2/2 (100)	2/2 (100)	2/2 (100)	1/1 (100)	9/9 (100)	3/5 (60)	20/34 (59)	7/13 (50)	4/6 (70)	34/58 (59)
トランシーバ	6/6 (100)	6/6 (100)	6/6 (100)	6/6 (100)	3/3 (100)	27/27 (100)	3/5 (60)	28/34 (82)	9/13 (70)	4/6 (70)	44/58 (76)
計	18/24 (75)	18/24 (75)	10/16 (63)	8/16 (50)	12/12 (100)	66/92 (72)	12/20 (60)	63/102 (62)	21/39 (54)	11/24 (46)	107/185 (58)

(*1) 調査地点は、浪江町1地点、他4町は各2地点を設定。広報回数は、防災行政無線4回、車両広報4回、緊急速報メール1回、トランシーバ3回。

(*2) スクリーニング場等にて一時立入する住民にアンケートを依頼したため、楡葉町は対象外となる。

ア 防災行政無線

調査班の確認においては、現在防災行政無線が使用できない2町（大熊町、双葉町）を除く全調査地点（延べ20地点）で、広報内容の聞き取りができた。

住民アンケートによると、富岡町及び浪江町の60%（11名中7名）の方が聞き取れたとした。

調査班に比べ住民アンケートでの到達状況が低いのは、屋内では防災行政無線が聞き取りにくいことが考えられた。

なお、大熊町及び双葉町の住民で防災行政無線が聞き取れたとの回答は、車両広報に加えた。



楢葉町における広報

イ 車両による広報

調査班の確認において聞き取れたのは28%（延べ36地点中10地点）であった。

聞き取れなかった理由としては、「車両が早く移動するため聞き取れない」、若しくは「車両が巡回して来ないため」との状況であった。

住民アンケートでは、聞き取れた方は38%（58名中22名）であった。

他の広報手段に比較して到達状況は低く、改善に向けた検討が必要であると考えられた。



双葉消防本部による広報



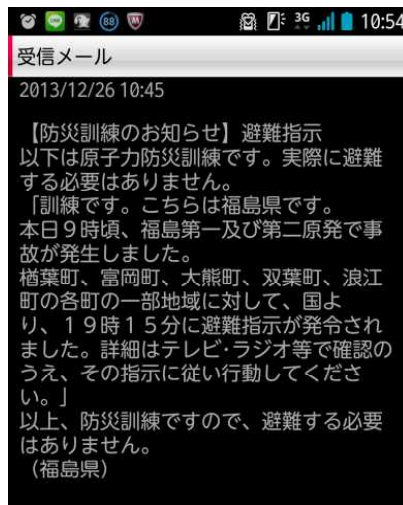
警察本部による広報

ウ 緊急速報メール

調査班による確認においては、9調査地点のすべてで受信することができた。

住民アンケートでは、受信できたとしたのは59%（58名中34名）であったが、緊急速報メールに対応していない機種 of 携帯電話もあるためと考えられた。

なお、大熊町の調査班では、他の町（浪江町、双葉町、富岡町、楢葉町）が発信した緊急速報メールも受信しており、市町村区域を越えて伝達されることがわかった。



メール受信画面（JNES提供）

エ トランシーバ

調査班による確認では、全調査地点延べ27地点で受信することができた。

住民アンケートでは、76%（58名中44名）の方が確認できたとしている。なお、確認できなかったとした方は、車内などに置いたトランシーバから離れていたり、屋外で草刈機の音により聞こえなかったなどの理由を挙げていた。

10 訓練結果を踏まえた評価

(1) 通報等の伝達

各機関とも遅滞なく伝達されていた。今年度から通信連絡訓練を再開しこれまでに2回実施していたこともあり、通信機器等の使用については円滑に行われたと考えられた。今後とも定期的な通信連絡訓練の実施が重要である。

(2) 各機関の広報

今回は、事故想定を踏まえた広報文案をあらかじめ作成し参加機関に配布していたこともあり、広報活動は円滑に実施された。

従って、実際の事故時には、事故内容や避難指示等に合わせて広報内容を調整する作業が加わることとなるので、あらかじめ事故ケースごとに広報内容を整理した「住民広報マニュアル」等を作成しておくことが重要である。

(3) 広報手段ごとの評価

ア 防災行政無線

使用した3町においては、屋外では十分聞き取れたものの、住宅内などでは聞き取りにくいことが考えられた。屋内での聞き取りを補うものとして、戸別受信機の配布が有効であると考えられる。

イ 車両による広報

本訓練では、30台程度の車両数でPAZ（原子力発電所から5km範囲）内を広報しているが限られた時間内で巡回するためには、車両の走行速度を上げざるを得ない面がある。このため広報内容が全文聞き取れないことになるというジレンマがある。根本的な改善策としては、車両台数を追加し低速で広報することであるが、発話前にサイレン等を鳴らし注意を引きつけた上で広報文を読み上げることや、集落等では車両を停止し広報文を読み上げるなどの工夫も検討する必要があると考えられた。

ウ 緊急速報メール

緊急速報メールは、情報提供側の自治体における配信先のメールアドレスの登録・管理等が不要であり、対象地域内の携帯電話は対応する機種であれば受信できるものであり、今回の訓練において有効性が確認できた。

ただすべての携帯電話が対応しているわけではなく、また対応機種であっても設定によって受信できない場合があることや、受信音が緊急地震速報に比べると比較的穏やかな音質であり気付きにくいという指摘もあり、他の方法と併用する必要がある。

また、緊急速報メールの認知度についても課題となることから、防災対策にかかる啓発内容に加えていく必要がある。

エ トランシーバ

国が整備しているトランシーバは、一時立入住民に限られるものの緊急時の広報手段として有効であることが確認できた。

(4) その他

今回、オフサイトセンター（自治会館6階）においては、本訓練と合わせて各機能班の活動訓練を実施した。訓練の結果を各種マニュアルに反映させるとともに、定期的に活動訓練を行うことが必要である。

1.1 今後の対応

訓練は、全体として計画どおり実施され、訓練の目的であるP A Zにおける緊急時における広報体制について概ね確認できた。一方、車両による広報については、一時滞在者へ十分伝達されているとは言えず、実施方法等に課題があることがわかった。

訓練結果については、関係機関がそれぞれ行っている評価を踏まえた課題を共有し、具体的な広報体制の改善につなげていく。

また、今回の結果等を踏まえ、今後とも定期的な通信連絡訓練を継続するとともに、次年度からは、関係機関の協力を得て、広報訓練に住民避難等を組み合わせた内容や、緊急時モニタリングなどの訓練を行っていくものとする。

1.2 添付資料

- (1) 平成25年度福島県原子力防災広報訓練実施要領
- (2) 平成25年度福島県原子力防災広報訓練現地確認手順
- (3) 周知用チラシ
- (4) 報道機関への提供資料

平成25年度福島県原子力防災広報訓練実施要領

1 訓練の目的

原子力発電所における新たな異常事態の発生に伴い、周辺地域における避難等が必要となった場合を想定し、避難指示区域内の滞在者に対し、原子力災害にかかる避難等の指示を正確かつ迅速に伝達する体制を確立するため、関係機関とともに広報訓練を実施する。

2 実施日時

平成25年12月26日(木) 午前9時00分から12時00分まで

3 参加機関

福島県、原子力災害現地対策本部、原子力規制庁、
楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、環境省福島環境再生事務所、
陸上自衛隊東北方面総監部、福島県警察本部、双葉警察署、
双葉地方市町村圏組合消防本部、東京電力株式会社福島第一原子力発電所、
東京電力株式会社福島第二原子力発電所

4 実施区域

東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の概ね5km範囲
(楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町)

5 広報対象者

各発電所から概ね5km範囲内の一時滞在者
(一時立入住民、原子力発電所作業者、除染作業業者等)

6 広報手段

機関名	広報手段	広報対象者
原子力災害現地対策本部	トランシーバー	一時立入住民
福島県	緊急速報メール	一時滞在者全般
各町	防災行政無線(*1)、広報車 緊急速報メール(*2)	一時滞在者全般
福島環境再生事務所	電子メール、携帯電話	現場作業業者
警察	緊急車両	一時滞在者全般
消防	緊急車両	一時滞在者全般
東京電力株式会社	広報車 スピーカー	一時滞在者全般 原子力発電所作業者

(*1)大熊町及び双葉町では、防災行政無線が使用不可能。

(*2)大熊町を除く。

※情報伝達経路については、別紙1のとおり。

※陸上自衛隊については、通信連絡のみを訓練する。

7 事故想定

平成25年12月26日（木）午前9時00分に福島県浜通りを震源とした震度6強の地震が観測される。この地震により、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機及び福島第二原子力発電所1号機の両使用済燃料プールから水漏れが発生し警戒事態に至る。

その後も、両機ともに燃料プールから水の漏洩が継続し、水漏れ発生から10時間後の午後7時には、燃料プールの水位が照射済燃料集合体の頂上部から上方2mの水位まで低下したことが確認され、全面緊急事態に至る。

8 訓練内容

別紙2のとおり。

9 訓練の流れ

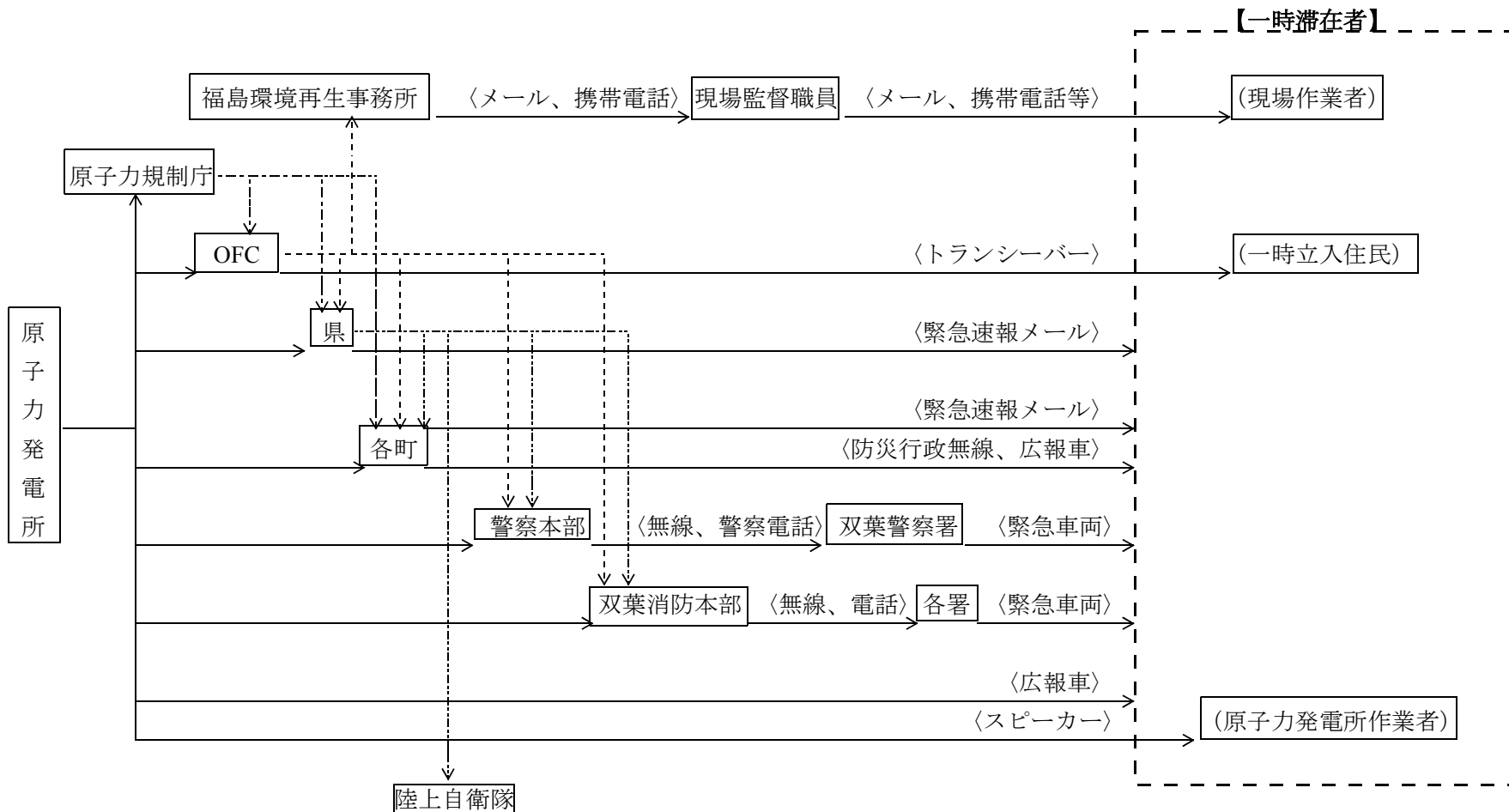
平成25年12月26日（木）午前9時00分に発生した地震により、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機及び第二原子力発電所1号機において事故が発生する。それに伴い、東京電力（株）は通報先機関に対し、警戒事態発生の通報を行い、通報を受けた原子力災害現地対策本部と県は関係機関への連絡を行う。そして、通報内容に基づき、各機関において防災行政無線や緊急車両等により、各発電所から概ね5km圏内の一時滞在者への広報を開始する。

その後、事態は進展し、東京電力（株）は全面緊急事態発生の通報を行い、それを受け、国の原子力災害対策本部より、県及び町に対して各発電所から概ね5km圏内の避難指示が発出され、原子力災害現地対策本部と県は関係機関への連絡を行う。そして、避難指示内容に基づき、緊急速報メールや防災行政無線、緊急車両等により、各発電所から概ね5km圏内の避難実施について広報を実施する。

10 その他

- (1) 本訓練においては、施設敷地緊急事態発生に関する通報及び広報の実施について、省略するものとする。
- (2) 防災行政無線や広報車等における広報については、別紙3の広報文案を基に広報を実施する。
- (3) 住民広報のみに限定した訓練であるため、各災害対策本部の新たな立ち上げや、実動を伴う避難等は実施しない。
- (4) 国及び県からの避難指示の連絡については、緊急時連絡網システム（国統合原子力防災ネットワーク）及びNTT回線を使用する。なお、TV会議システムについては、設置されている機関にて機器の立ち上げを行う。
- (5) 送付する文書等には必ず「訓練」と明記するとともに、住民広報実施の際には、広報文の冒頭において「訓練」であることを必ず明言する。
- (6) 訓練実施に関して、住民及び一時滞在者に対する事前周知を徹底する。
- (7) 訓練開始前には、各機関において、訓練実施についての事前広報を実施する。また、訓練終了後には、訓練終了についての事後広報を実施する。
- (8) 自然災害や新たな原子力災害の発生（または発生の恐れ）があり、その対策を要する場合は訓練を中止する。

情報伝達経路



訓 練 内 容

No	訓練時刻	想定時刻	訓練項目	発信元	発信先	通信手段・広報手段
	9:00	9:00	訓練実施についての事前広報	檜葉町 富岡町 大熊町(*1) 双葉町(*1) 浪江町	一時滞任者全般	広報車、防災行政無線
				福島環境再生事務所	現場作業員	電子メール、携帯電話
				警察本部	一時滞任者全般	緊急車両
				双葉消防本部	一時滞任者全般	緊急車両
	9:00	9:00	訓練実施についての事前広報	東京電力(株) 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所	原子力発電所作業員	スピーカー
				一時滞任者全般	広報車	
1	9:15	9:15	警戒事態発生通報	東京電力(株) 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所	原子力規制庁 原子力災害現地対策本部 福島県 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 警察本部 双葉警察署 双葉消防本部 浪江消防署(*3) 富岡消防署	FAX(NTT回線)
2	9:15	9:15	原子力発電所作業員への情報伝達	東京電力(株) 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所	原子力発電所作業員	スピーカー
3	9:20	9:20	警戒事態発生通報の受信確認	東京電力(株) 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所	原子力規制庁 原子力災害現地対策本部 福島県 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 警察本部 双葉警察署 双葉消防本部 浪江消防署(*3) 富岡消防署	電話(NTT回線)
4	9:40	9:40	警戒事態発生通報及び、 広報文案①の送付	原子力災害現地対策本部	福島環境再生事務所 毛萱・波倉スクリーニング場	FAX(NTT回線) FAX(NTT回線)
				福島県	檜葉町 富岡町 大熊町 浪江町 警察本部 双葉消防本部 双葉町 陸上自衛隊東北方面総監部 東京電力(株) 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所	FAX(緊急時連絡網システム) FAX(NTT回線)
5	9:45	9:45	警戒事態発生通報及び、 広報文案①の送付確認	原子力災害現地対策本部	福島環境再生事務所 毛萱・波倉スクリーニング場	電話(NTT回線) 電話(NTT回線)
				福島県	檜葉町 富岡町 大熊町 浪江町 警察本部 双葉消防本部 双葉町 陸上自衛隊東北方面総監部	電話(緊急時連絡網システム) 電話(NTT回線)
6	9:55	9:55	警戒事態の発生 に基づく広報実施	原子力災害現地対策本部	一時立入住民	トランシーバー
				檜葉町 富岡町 大熊町(*1) 双葉町(*1) 浪江町	一時滞任者全般	広報車、防災行政無線
				福島環境再生事務所	現場作業員	電子メール、携帯電話
				警察本部	一時滞任者全般	緊急車両
	9:55	9:55	警戒事態の発生 に基づく広報実施	双葉消防本部	一時滞任者全般	緊急車両
				東京電力(株) 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所	原子力発電所作業員	スピーカー
				一時滞任者全般	広報車	

7	10:00	19:00	全面緊急事態発生通報	東京電力(株) 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所	原子力規制庁 原子力災害現地対策本部 福島県 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 警察本部 双葉警察署 双葉消防本部 浪江消防署(*3) 富岡消防署	FAX(NTT回線)
8	10:00	19:00	原子力発電所作業への情報伝達	東京電力(株) 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所	原子力発電所作業	スピーカー
9	10:05	19:05	全面緊急事態発生通報の受信確認	東京電力(株) 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所	原子力規制庁 原子力災害現地対策本部 福島県 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 警察本部 双葉警察署 双葉消防本部 浪江消防署(*3) 富岡消防署	電話(NTT回線)
10	10:10	19:10	全面緊急事態発生通報の連絡	原子力災害現地対策本部	福島環境再生事務所	FAX(NTT回線)
				福島県	檜葉町 富岡町 大熊町 浪江町 警察本部 双葉消防本部 双葉町 陸上自衛隊東北方面総監部	FAX(緊急時連絡網システム) FAX(NTT回線)
11	10:15	19:15	全面緊急事態発生通報の連絡確認	原子力災害現地対策本部	福島環境再生事務所	電話(NTT回線)
				福島県	檜葉町 富岡町 大熊町 浪江町 警察本部 双葉消防本部 双葉町 陸上自衛隊東北方面総監部	電話(緊急時連絡網システム) 電話(NTT回線)
12	10:15	19:15	避難指示の発出	原子力規制庁	原子力災害現地対策本部 福島県 檜葉町 富岡町 大熊町 浪江町	TV会議 電話(緊急時連絡網システム)
					双葉町	電話(NTT回線)
13	10:20	19:20	避難指示文書の送付	原子力規制庁	原子力災害現地対策本部	FAX(緊急時連絡網システム)
14	10:25	19:25	避難指示文書の送付確認	原子力規制庁	原子力災害現地対策本部	電話(緊急時連絡網システム)
15	10:30	19:30	避難指示文書及び、 広報文案②、 緊急速報メール文案の送付	原子力災害現地対策本部	福島県 檜葉町 富岡町 大熊町 浪江町 警察本部 双葉消防本部	FAX(緊急時連絡網システム)
					双葉町 福島環境再生事務所 毛萱・波倉スクリーニング場	FAX(NTT回線)
16	10:35	19:35	避難指示文書及び、 広報文案②、 緊急速報メール文案の送付	原子力災害現地対策本部	福島県 檜葉町 富岡町 大熊町 浪江町 警察本部 双葉消防本部	電話(緊急時連絡網システム)
					双葉町 福島環境再生事務所 毛萱・波倉スクリーニング場	電話(NTT回線)
17	10:40	19:40	避難指示文書及び、 広報文案②、 緊急速報メール文案の送付	福島県	檜葉町 富岡町 大熊町 浪江町 警察本部 双葉消防本部	FAX(緊急時連絡網システム)
					双葉町 陸上自衛隊東北方面総監部 東京電力(株) 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所	FAX(NTT回線)

18	10:45	19:45	避難指示文書及び、 広報文案②、 緊急速報メール文案の送付	福島県	檜葉町 富岡町 大熊町 浪江町 警察本部 双葉消防本部	電話(緊急時連絡網システム)				
					双葉町 陸上自衛隊東北方面総監部	電話(NTT回線)				
19	10:45	19:45	全面緊急事態の発生に基づく、 避難指示についての広報実施①	原子力災害現地対策本部	一時立入住民	トランシーバー				
				福島県	一時滞在者全般	緊急速報メール(*2)				
				檜葉町 富岡町 大熊町(*1) 双葉町(*1) 浪江町	一時滞在者全般	広報車、防災行政無線				
				福島環境再生事務所	現場作業員	電子メール、携帯電話				
				警察本部	一時滞在者全般	緊急車両				
				双葉消防本部	一時滞在者全般	緊急車両				
				東京電力(株) 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所	原子力発電所作業員 一時滞在者全般	スピーカー 広報車				
20	11:00	20:00	全面緊急事態の発生に基づく、 避難指示についての広報実施②	檜葉町 富岡町 双葉町 浪江町	一時滞在者全般	緊急速報メール(*2)				
21	11:45		終了報告文書及び、 終了広報文案の送付	原子力災害現地対策本部	福島環境再生事務所	FAX(NTT回線)				
				福島県	檜葉町 富岡町 大熊町 浪江町 警察本部 双葉消防本部	FAX(緊急時連絡網システム)				
					双葉町 陸上自衛隊東北方面総監部 東京電力(株) 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所	FAX(NTT回線)				
					原子力災害現地対策本部	一時立入住民	トランシーバー			
22	11:45		訓練終了の広報実施	檜葉町 富岡町 大熊町(*1) 双葉町(*1) 浪江町	一時滞在者全般	広報車、防災行政無線				
				福島環境再生事務所	現場作業員	電子メール、携帯電話				
				警察本部	一時滞在者全般	緊急車両				
				双葉消防本部	一時滞在者全般	緊急車両				
				東京電力(株) 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所	原子力発電所作業員 一時滞在者全般	スピーカー 広報車				
								訓練終了		
					12:00					

(*1)大熊町及び双葉町においては、防災行政無線が現在使用不可能。
(*2)緊急速報メールについては、初めに県にて一斉配信した後、各町においても避難所情報等の配信を行う。
(*3)本訓練において、浪江消防署は福島第二原子力発電所からの通報を受信しないものとする。
※施設敷地緊急事態発生に関する通報及び広報の実施については省略するものとする。
※原子力災害合同対策協議会等の開催については省略するものとする。

住民広報文案（事前広報）

平成25年12月26日
9時00分広報

広報実施区分	住民広報（訓練事前広報） ・訓練実施の事前広報 ・午前9時00分から9時15分まで広報実施
広報主体（媒体）	町（防災行政無線、広報車）、警察・消防（緊急車両）
対象範囲	各原子力発電所から5km範囲にかかる行政区内

訓練のための通報です。

こちらは、防災〇〇広報（〇〇町役場の広報車）です。
「〇〇町災害対策本部」からのお知らせです。

本日、ただいまから午前12時00分までの間、原子力発電所から概ね5kmの範囲内において、原子力防災広報訓練を実施します。

本訓練では、新たな原子力災害の発生に備え、防災行政無線や緊急車両などを使用して、住民の皆さんへの広報を実施します。

訓練を実施している間、住民の皆さんが避難などの特別な行動をとる必要はありませんので、御注意ください。

なお、訓練のため、携帯電話に訓練内容をお知らせする緊急速報メールを送信しますので、予めご承知おきください。

御協力よろしくお願いいたします。（繰り返し）

住民広報文案①

平成25年12月26日
9時55分広報

対策の段階的区分	住民広報（第1回） ・警戒事態に該当する事象の発生 ・放射性物質の放出なし
広報主体（媒体）	町（防災行政無線、広報車）、警察・消防（緊急車両）
対象範囲	各原子力発電所から5km範囲にかかる行政区内

訓練のための通報です。

こちらは、防災〇〇広報（〇〇町役場の広報車）です。
「〇〇町災害対策本部」からのお知らせです。

午前9時15分頃、「福島第一原子力発電所1号機及び福島第二原子力発電所1号機」で事故が発生しました。

現在、放射性物質の外部には漏れていません。健康への影響はありません。発電所の排気筒、環境の放射線の数値にも大きな変動はありません。

住民の皆さんが避難などの特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

「〇〇町災害対策本部」では、引き続き国、県と連携し、詳しい情報の収集にあたっています。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

以上、訓練の通報でした。（繰り返し）

住民広報文案②

平成25年12月26日
10時45分広報

対策の段階的区分	住民広報（第2回） ・全面緊急事態に該当する事象の発生 ・放射性物質の放出なし ・PAZ内の避難指示
広報主体（媒体）	町（防災行政無線、広報車）、警察・消防（緊急車両）
対象範囲	各原子力発電所から5km範囲にかかる行政区内

訓練のための通報です。

こちらは、防災〇〇広報（〇〇町役場の広報車）です。

「〇〇町災害対策本部」からの緊急のお知らせです。

「福島第一原子力発電所1号機及び福島第二原子力発電所1号機」の事故は依然として復旧していません。

「国原子力災害対策本部」では、万が一の場合に備え、19時15分、次の地区の避難を決定しました。

避難の対象となる地区は、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区です。

原子力発電所から概ね5kmの範囲内にあたるこれらの地区に滞在されている皆さんは、速やかに原子力発電所周辺から避難してください。

その他の地域では、住民の皆さんが避難などの特別な行動をとる必要はありません。

なお、現在、放射性物質の外部には漏れていません。落ち着いて行動してください。

今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

「〇〇町災害対策本部」では、引き続き国、県と連携し、詳しい情報の収集にあたっています。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

以上、訓練の通報でした。実際に避難を実施する必要はありません。（繰り返し）

住民広報文案（事後広報）

平成25年12月26日
11時45分広報

広報実施区分	住民広報（訓練事後広報） ・訓練実施後の事後広報 ・午前11時45分から午前12時00分まで実施
広報主体（媒体）	町（防災行政無線、広報車）、警察・消防（緊急車両）
対象範囲	各原子力発電所から5km範囲にかかる行政区内

訓練のための通報です。

こちらは、防災〇〇広報（〇〇町役場の広報車）です。

「〇〇町災害対策本部」からのお知らせです。

本日、午前9時00分から実施しておりました原子力防災広報訓練は、ただいまをもってすべて終了します。

皆さんのご協力により、所期の目的を達成することができました。

今後、新たな原子力災害が発生した場合は、広報内容に留意し、冷静に行動されますようお願いいたします。

御協力ありがとうございました。（繰り返し）

緊急速報メール文案【避難指示】
(福島県配信)

平成25年12月26日

〈件名〉

【防災訓練のお知らせ】避難指示

〈本文〉

以下は原子力防災訓練です。実際に避難する必要はありません。
「訓練です。こちらは福島県です。
本日9時頃、福島第一及び第二原発で事故が発生しました。
楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町の各町の一部地域に対して、国より、19時15分に避難指示が発令されました。詳細はテレビ・ラジオ等で確認のうえ、その指示に従い行動してください。」
以上、防災訓練ですので、避難する必要はありません。

※文字数196文字 (文字数制限200文字)

緊急速報メール文案【避難指示】
(楡葉町配信)

平成25年12月26日

〈件名〉

【防災訓練のお知らせ】避難指示

〈本文〉

以下は防災訓練です。実際に避難する必要はありません。
「訓練です。こちらは楡葉町です。
本日9時頃、福島第一及び第二原発で事故が発生しました。
各原発より5km圏内において避難指示が発令されました。
5km圏内に滞在の方は、その区域より外へ避難を開始してください。
楡葉町では、避難所を楡葉南小学校に開設しております。」
以上、訓練ですので、避難する必要はありません。

※文字数193文字 (文字数制限200文字)

緊急速報メール文案【避難指示】
(富岡町配信)

平成25年12月26日

〈件名〉

【防災訓練のお知らせ】避難指示

〈本文〉

以下は防災訓練です。実際に避難する必要はありません。

「訓練です。こちらは富岡町です。

本日9時頃、福島第一及び第二原発で事故が発生しました。

各原発より5km圏内において避難指示が発令されました。

富岡町内に滞在の方は、橋梁、道路、がけ崩れ等の安全確認を行いながら、各原発から5km圏外へ避難を開始してください。」

以上、訓練ですので、避難する必要はありません。

※文字数185文字（文字数制限200文字）

緊急速報メール文案【避難指示】
(双葉町配信)

平成25年12月26日

〈件名〉

【防災訓練のお知らせ】避難指示

〈本文〉

以下は防災訓練です。実際に避難する必要はありません。

「訓練です。こちらは双葉町です。

本日9時頃、福島第一及び第二原発で事故が発生しました。

各原発から5km圏内に避難指示が発令されました。

双葉町内に一時帰宅・立入されている方は、各原発から5km圏外へ避難してください。今後のテレビ・ラジオの情報にもご注意ください。」

以上、訓練ですので、避難する必要はありません。

※文字数190文字（文字数制限200文字）

緊急速報メール文案【避難指示】
(浪江町配信)

平成25年12月26日

〈件名〉

【防災訓練のお知らせ】避難指示

〈本文〉

以下は防災訓練です。実際に避難する必要はありません。

「訓練です。こちらは浪江町です。

本日9時頃、福島第一及び第二原発で事故が発生しました。

各原発より5km圏内において避難指示が発令されました。

5km圏内に滞在の方は、その区域より外へ避難を開始してください。

また、避難所を浪江町役場に開設しております。」

以上、訓練ですので、避難する必要はありません。

※文字数189文字（文字数制限200文字）

平成25年度福島県原子力防災広報訓練 現地確認手順

標記訓練における訓練結果を確認するため、現地における広報実施状況を確認する手順を定める。

1 実施日時

平成25年12月26日（木）午前9～12時

2 確認方法

訓練実施区域内において、防災行政無線、緊急車両・広報車両、緊急速報メール及びトランシーバによる広報実施状況について、調査票に基づき確認する。

(1) 確認事項

- ・ 広報時刻は適切か
- ・ 伝達内容は正確か
- ・ 聞き取りやすさはどうか など

(2) 確認方法

調査隊を派遣し、現地において広報の聞き取り、緊急速報メールの受信を行う。

3 現地本部

檜葉町役場（職員配置：佐藤主幹兼副課長、阿部主任主査）

4 調査隊の編成

福島第一及び福島第二の5km範囲内の5町に、9隊（浪江町1隊、他町各2隊）の調査隊を派遣する。調査隊は、県民安全総室各課、相双地方振興局、原子力センター、JNES（原子力安全基盤機構）の6機関で編成し、車両9台、隊員18名とする。

対象	隊数	隊名	担当機関	隊員構成（ ）内は人数
浪江町	1	浪1	消防保安課	消防保安課(2)
双葉町	2	双1	原子力安全対策課	原子力安全対策課(1)、JNES(1)
		双2	相双地方振興局	相双地方振興局(2)
大熊町	2	大1	災害対策課	災害対策課(1)、JNES(1)
		大2	原子力安全対策課	原子力安全対策課(1)、JNES(1)
富岡町	2	富1	災害対策課	災害対策課(1)、JNES(1)
		富2	原子力センター	原子力センター(2)
檜葉町	2	檜1	オフサイトセンター	オフサイトセンター(2)
		檜2	原子力センター	原子力センター(2)
	9		6機関	消防(2)、災対(2)、原安(2)、振興局(2)、JNES(4)、オフ(2)、原セ(4)

4 調査票

班名 _____

隊員所属氏名 _____

隊員所属氏名 _____

予定時刻	訓練項目	確認場所	確認結果
9 : 0 0	事前広報		<p>【 1 . 防災行政無線】 (1) 広報時刻 (2) 伝達内容 (3) 聞き取りやすさ 良 可 不可 (4) その他（気づいたこと）</p> <p>【 2 . 広報車】 (1) 広報時刻 (2) 伝達内容 (3) 聞き取りやすさ 良 可 不可 (4) その他（気づいたこと）</p> <p>【 3 . 緊急車両】 (1) 広報時刻 (2) 伝達内容 (3) 聞き取りやすさ 良 可 不可 (4) その他（気づいたこと）</p> <p>【 4 . その他（へり）】 (1) 広報時刻 (2) 伝達内容 (3) 聞き取りやすさ 良 可 不可 (4) その他（気づいたこと）</p>

以下省略

お知らせ

12月26日（木）に 原子力防災広報訓練を実施します

この訓練は、国、県、町及び防災関係機関が連携し、原子力発電所で事故が発生した場合や、避難などの指示が出された場合における、現地での広報活動について訓練を行うものです。

訓練において、防災行政無線、車両広報、携帯電話の緊急速報メール及びトランシーバ（一時立入者のみ）等により、避難指示などが伝えられますが、実際に避難などを行う必要はありません。

また、携帯電話の緊急速報メールは、訓練対象区域外にも配信されますので、御承知願います。（配信エリア：楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の各町内全域及び各町に隣接する市町村の一部地域）

○日時

平成25年12月26日（木）午前9時00分から午前12時00分まで

○区域

東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の各5km範囲（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）

○訓練の流れ

時刻	事故等の状況（想定）	広報内容と手段
9:00	地震発生（浜通り震度6強）	訓練開始のお知らせ 防災行政無線 車両広報 
9:15頃	第一・第二原発の 《警戒事象》 使用済燃料プールで水漏れ	
9:55頃		警戒事態発生の広報 防災行政無線 車両広報 トランシーバ 
10:00	第一・第二原発の 使用済燃料プールの水位が 《全面緊急事態》 低下（燃料頂上部2m）	
10:15頃	国の避難指示 （各発電所の5km範囲）	
10:45頃		避難指示の広報 防災行政無線 車両広報 トランシーバ 緊急速報メール  （注）
11:45頃		訓練終了のお知らせ 防災行政無線 車両広報 トランシーバ 

（注）緊急速報メールは、県及び各町（大熊町を除く）から配信されます。

○訓練での事故想定

平成25年12月26日（木）午前9時00分に福島県浜通りを震源とした震度6強の地震が観測されます。この地震により、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機及び福島第二原子力発電所1号機の両使用済燃料プールから水漏れが発生し、その後も水の漏えいが続き、燃料プールの水位が照射済燃料集合体の頂上部から上方2mの水位まで低下したことが確認され、全面緊急事態に至ります。それを受け、国の原子力災害本部は、各原子力発電所から5km範囲内の一時滞在者に対し、速やかに避難するよう指示を発出します。

○訓練参加機関

福島県、原子力災害現地対策本部、原子力規制庁、
楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、環境省福島環境再生事務所、
陸上自衛隊東北方面総監部、福島県警察本部、双葉警察署、
双葉地方市町村圏組合消防本部、東京電力株式会社福島第一原子力発電所、
東京電力株式会社福島第二原子力発電所

各機関における活動内容は下表のとおりです。

機関名	活動内容
原子力災害現地対策本部	関係機関への連絡、 トランシーバーによる帰還困難区域への一時立入住民に対する連絡。
福島県	関係機関への連絡、携帯電話の緊急速報メールによる広報。
各町（※）	防災行政無線及び広報車による広報、 携帯電話の緊急速報メールによる広報。
福島環境再生事務所	電子メール及び携帯電話等による現場作業者に対する連絡。
警察	緊急車両による広報。
消防	緊急車両による広報。
東京電力（株）	原子力発電所作業（協力企業等を含む）への連絡、 広報車による広報。

（※）大熊町及び双葉町においては、防災行政無線は使用しません。

○訓練に関する注意事項

- ・訓練当日は、防災行政無線や緊急車両等による広報を実施しますので、訓練であることをあらかじめ御承知おきください。
- ・自然災害や新たな原子力災害の発生（または発生の恐れ）があり、その対策を要する場合は、訓練を中止します。

◎お問い合わせ先

原子力災害現地対策本部	電話	024-521-7839
福島県原子力安全対策課	電話	024-521-7254
楡葉町環境防災課	電話	0246-46-2551
富岡町生活環境課	電話	0120-33-6466
大熊町環境対策課	電話	0120-26-3844
双葉町住民生活課	電話	0246-84-5204
浪江町帰町準備室	電話	0240-34-0229

福島県原子力防災広報訓練の実施について

福島県原子力安全対策課

平成25年12月11日

県は、原子力発電所における新たな異常事態の発生に伴い、周辺地域における避難が必要となった場合を想定した広報訓練を、関係町、国等の参加・協力により実施します。

- 1 日時 平成25年12月26日（木）9時～12時
- 2 主催 福島県
- 3 参加機関 福島県、原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）、原子力規制庁、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、環境省福島環境再生事務所、陸上自衛隊東北方面総監部、福島県警察本部、双葉警察署、双葉地方市町村圏組合消防本部、東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所
- 4 実施区域 福島第一及び第二原子力発電所から概ね5km範囲（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）
- 5 広報対象者 実施区域内の一時滞在者（住民、原発内作業員、除染作業員等）
- 6 広報手段 防災行政無線(*1)、車両広報、緊急速報メール(*2)、トランシーバ(*3)等
(*1)大熊町、双葉町を除く。(*2)国・自治体から指定した市町村区域内の携帯電話に対し、災害・避難情報を一斉に送信できるもの。携帯電話の緊急地震速報と同じ仕組み。(*3)国が帰還困難区域への一時立入者に貸与しているもの。

7 訓練概要

- (1) 事故想定 震度6強の地震により福島第一原発1号機、第二原発1号機の使用済燃料プールからの水漏れが発生し警戒事態に至り、その後同プール水位が燃料頂上部から2mまで低下し全面緊急事態に至る。

(2) 主な訓練内容

時刻	訓練内容
9:00	地震発生（浜通り震度6強）
9:15	両原発で警戒事象発生（使用済燃料プール漏水）
9:55	警戒事態発生のお知らせ
10:00	両原発で全面緊急事態発生（プール水位が燃料頂上部から2mまで低下）
10:15	国の避難指示（各発電所から5km範囲）
10:45	避難指示のお知らせ

(3) その他

本訓練では通信連絡と現地広報を実施するものとし、災害対策本部の活動（本部員会議の開催、事務局活動）や住民等の避難行動は行わないものとします。